

お問合せの多いご質問(TOP10 リンク集)

既存の国税庁Q&Aへのリンク集です。以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

No	問 題 標 題	内 容	資料
1	2 登録の手続	適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。	👉
2	54 適格請求書に記載が必要な事項	当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。今後、適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような記載事項の追加が必要ですか。	👉
3	113 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置	適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるようですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。	👉
4	1 適格請求書等保存方式の概要	「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。	👉
5	94 立替金	当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。	👉
6	29 売手が負担する振込手数料相当額	売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が負担する商慣行があります。この売手が負担する振込手数料相当額について、売手が代金請求の際に既に適格請求書を交付している場合に、必要となる対応を教えてください。	👉
7	114 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)	適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった免税事業者については、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置(2割特例)があるようですが、その内容について教えてください。	👉
8	36 登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い	適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面等で通知されるようですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書(区分記載請求書等の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。)を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませんか。	👉
9	25 適格請求書の様式	適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。	👉
10	84 仕入税額控除の要件	適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。	👉